

平成 27 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

目 次

○ 平成 27 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
2	審査の意見	2

○ 平成 27 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3
1	審査の結果	3
2	審査の意見	4

○ 付 表

第 1	実質赤字比率	5
第 2	連結実質赤字比率	6
第 3	実質公債費比率	8
第 4	将来負担比率	9
第 5	資金不足比率	10
第 6	健全化判断比率等の対象会計	11

平成 27 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 598 号

平成 28 年 9 月 9 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員	小 野 浩
山梨県監査委員	小 泉 久 司
山梨県監査委員	渡 邊 英 機
山梨県監査委員	白 壁 賢 一

平成 27 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 27 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 27 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 27 年度の山梨県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 12 日から平成 28 年 9 月 8 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 27 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 27 年度 (%)	平成 26 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	15.9	16.2	25.0
将来負担比率	202.4	213.2	400.0

注) 実質収支及び連結実質収支はともに黒字（資金剰余）であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」で表示される。

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率

平成 27 年度の実質収支は 141 億 812 万円余の黒字であることから、実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質収支及び電気事業会計等の公営企業会計の資金収支を合算した平成 27 年度の連結実質収支は 300 億 5,597 万円余の資金剰余（黒字）であることから、連結実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(3) 実質公債費比率

平成 27 年度の実質公債費比率は 15.9%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比べて 0.3 ポイント改善している。

引き続き、実質的な公債費の縮減等により、財政の健全化に努められたい。

(4) 将来負担比率

平成 27 年度の将来負担比率は 202.4%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比べて 10.8 ポイント改善している。

引き続き、将来負担額の大きな割合を占める地方債残高の縮減等により、財政負担の軽減に努められたい。

平成 27 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 599 号

平成 28 年 9 月 9 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 小 野 浩

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 渡 邊 英 機

山梨県監査委員 白 壁 賢 一

平成 27 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 27 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 27 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 27 年度山梨県公営企業会計の決算に基づく、次に掲げる公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

- (1) 山梨県営電気事業会計
- (2) 山梨県営温泉事業会計
- (3) 山梨県営地域振興事業会計
- (4) 山梨県流域下水道事業特別会計

第 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 12 日から平成 28 年 9 月 8 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された平成 27 年度山梨県公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

公営企業会計名	資金不足比率		経営健全化基準 (%)
	平成 27 年度 (%)	平成 26 年度 (%)	
電気事業会計	—	—	20.0
温泉事業会計	—	—	20.0
地域振興事業会計	—	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	—	20.0

注) いずれの公営企業会計も、資金剰余（黒字）であり、資金不足比率は算定されないことから、「—」で表示される。

2 審査の意見

電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計並びに流域下水道事業特別会計において、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度と同様に算定されない。

引き続き、各公営企業の健全な経営に努められたい。

付 表

第 1 実 質 赤 字 比 率

第 2 連 結 実 質 赤 字 比 率

第 3 実 質 公 債 費 比 率

第 4 将 来 負 担 比 率

第 5 資 金 不 足 比 率

第 6 健 全 化 判 断 比 率 等
の 対 象 会 計

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 14,108,123}{264,905,911} \times 100 = - (\Delta 5.32\%)$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	474,253,707	468,026,105	651,828	24,245,727	480,009	0	22,680,389	3,530,427	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	10,086,228	6,913,335	0	760,769	6,480	0	642,175	3,047,819
	災害救助基金特別会計	4,162	4,162	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	216,465	90,187	0	0	0	126,278	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,838,896	2,136,940	0	0	0	0	0	3,701,956
	農業改良資金特別会計	212,620	36,038	0	0	0	169,106	0	7,476
	市町村振興資金特別会計	5,280,337	1,517,658	0	0	0	0	0	3,762,679
	県税証紙特別会計	1,429,112	1,396,365	0	0	0	0	0	32,747
	集中管理特別会計	104,005,211	103,980,192	0	0	0	0	0	25,019
	商工業振興資金特別会計	42,814,020	42,814,020	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	167,442	44,599	0	0	0	122,843	0	0
	公債管理特別会計	117,712,403	117,712,403	0	0	0	0	0	0
合計	762,020,603	744,672,004	651,828	25,006,496	486,489	418,227	23,322,564	14,108,123	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	107,988,460
普通交付税額	130,917,069
臨時財政対策債発行可能額	26,000,382
合計	264,905,911

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H 25	H 26	H 27
実質収支額	14,687,866	13,420,055	14,108,123
標準財政規模	260,863,979	260,067,325	264,905,911
実質赤字比率	△ 5.63	△ 5.16	△ 5.32

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 30,055,977}{264,905,911} \times 100 = - (\Delta 11.34\%)$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8) (1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
			継続費 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)	未収入 特定財源 (7)		
一般会計	474,253,707	468,026,105	651,828	24,245,727	480,009	0	22,680,389	3,530,427	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	10,086,228	6,913,335	0	760,769	6,480	0	642,175	3,047,819
	災害救助基金特別会計	4,162	4,162	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	216,465	90,187	0	0	0	126,278	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,838,896	2,136,940	0	0	0	0	0	3,701,956
	農業改良資金特別会計	212,620	36,038	0	0	0	169,106	0	7,476
	市町村振興資金特別会計	5,280,337	1,517,658	0	0	0	0	0	3,762,679
	県税証紙特別会計	1,429,112	1,396,365	0	0	0	0	0	32,747
	集中管理特別会計	104,005,211	103,980,192	0	0	0	0	0	25,019
	商工業振興資金特別会計	42,814,020	42,814,020	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	167,442	44,599	0	0	0	122,843	0	0
	公債管理特別会計	117,712,403	117,712,403	0	0	0	0	0	0
合計	762,020,603	744,672,004	651,828	25,006,496	486,489	418,227	23,322,564	14,108,123	

公営企業会計(法非適用) 企業に係る資金剰余额 (B)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源					資金剰余额(8) (1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)
			継続費 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)	未収入 特定財源 (7)	
流域下水道事業特別会計	6,431,760	5,839,264	0	127,656	0	0	87,261	552,101

公営企業会計(法適用) 企業に係る資金剰余额 (C)

(単位：千円)

会計名	流動資産	流動資産加算額	算入地方債	流動負債	流動負債控除額	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)+(2)-(3)-(4)+(5)
電気事業会計	15,018,062	0	0	1,106,907	815,174	14,726,329
温泉事業会計	666,659	2,192	0	23,507	15,434	660,778
地域振興事業会計	36,864	0	0	67,128	38,910	8,646
合計	15,721,585	2,192	0	1,197,542	869,518	15,395,753

標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	107,988,460
普通交付税額	130,917,069
臨時財政対策債発行可能額	26,000,382
合 計	264,905,911

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 25	H 26	H 27
実質収支額等	31,082,910	30,194,375	30,055,977
標準財政規模	260,863,979	260,067,325	264,905,911
連結実質赤字比率	△ 11.91	△ 11.61	△ 11.34

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

【計算結果】

$$(\text{平成25年度} + \text{平成26年度} + \text{平成27年度}) \div 3$$

$$3\text{か年平均} = (16.41919 + 16.07183 + 15.25288) \div 3 = 15.9\%$$

(単位：千円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方債の元利償還金（繰上償還額、特定財源を除く）	(A) - (C)	78,649,853	79,214,892	79,325,460
準元利償還金	(B)	5,337,913	5,574,623	5,718,179
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	49,240,976	51,224,670	52,671,837
標準財政規模	(E)	260,863,979	260,067,325	264,905,911

$$(H25) \frac{(78,649,853 + 5,337,913) - 49,240,976}{260,863,979 - 49,240,976} \times 100 = 16.41919$$

$$(H26) \frac{(79,214,892 + 5,574,623) - 51,224,670}{260,067,325 - 51,224,670} \times 100 = 16.07183$$

$$(H27) \frac{(79,325,460 + 5,718,179) - 52,671,837}{264,905,911 - 52,671,837} \times 100 = 15.25288$$

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H25	H26	H27
実質公債費比率 (3か年平均)	16.5	16.2	15.9

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,166,217,839 - 736,509,605)}{(264,905,911 - 52,671,837)} \times 100 = 202.4 \%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	1,002,304,873
	恩賜県有財産特別会計	11,229,904
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	358,043
	中小企業近代化資金特別会計	4,173,921
	農業改良資金特別会計	144,190
	林業・木材産業改善資金特別会計	5,750
	小 計	1,018,216,681
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	2,868,928
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	8,913,885
退職手当負担見込額	一 般 会 計	113,606,267
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	7,356,023
	第 三 セ ク タ ー 等	15,256,055
	小 計	22,612,078
連結実質赤字額		0
合 計		1,166,217,839

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	102,668,902
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	26,038,950
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	607,801,753
合 計	736,509,605

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

標 準 財 政 規 模	264,905,911
-------------	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	52,671,837
---------------------------	------------

【早期健全化基準】

(単位：%)

早 期 健 全 化 基 準	400.0
---------------	-------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H25	H26	H27
将 来 負 担 額	1,193,518,411	1,181,260,908	1,166,217,839
充 当 可 能 財 源 等	736,797,329	735,996,914	736,509,605
標 準 財 政 規 模	260,863,979	260,067,325	264,905,911
基準財政需要額算入公債費	49,240,976	51,224,670	52,671,837
将 来 負 担 比 率	215.8	213.2	202.4

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 14,726,329}{3,652,021} \times 100 = - (\Delta 403.2\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 660,778}{137,914} \times 100 = - (\Delta 479.1\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 8,646}{356,045} \times 100 = - (\Delta 2.4\%)$$

〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 552,101}{2,699,806} \times 100 = - (\Delta 20.4\%)$$

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）（A）

（単位：千円）

会計名	流動負債 (歳出額)	流動負債 控除額	算入地方債	流動資産 (歳入額)	流動資産 加算額	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)+(3)-(4)-(5)
電気事業会計	1,106,907	815,174	0	15,018,062	0	△ 14,726,329
温泉事業会計	23,507	15,434	0	666,659	2,192	△ 660,778
地域振興事業会計	67,128	38,910	0	36,864	0	△ 8,646
流域下水道事業特別会計	5,839,264	0	0	6,391,365	0	△ 552,101

事業の規模 (B)

（単位：千円）

会計名	営業収益 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
電気事業会計	3,652,021	0	3,652,021
温泉事業会計	137,914	0	137,914
地域振興事業会計	356,045	0	356,045
流域下水道事業特別会計	2,699,806	0	2,699,806

【経営健全化基準】

（単位：％）

経営健全化基準	20.0
---------	------

第6 地方財政健全化法の健全化判断比率等の対象会計

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	会計・法人等名	実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担率	資金不足率				
一般会計	普通会計	○一般会計	↑	↑	↑	↑					
特別会計	普通会計	【一般会計等に属する特別会計】 ○恩賜県有財産特別会計 ※地方財政状況調査では、「清里の森」は公営企業会計（法非適）に区分 ○災害救助基金特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○農業改良資金特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○県税証紙特別会計 ○集中管理特別会計 ○商工業振興資金特別会計 ○林業・木材産業改善資金特別会計 ○公債管理特別会計					↓	↓	↓	↓	
		公営事業会計 【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】 （本県該当なし）									
	公営企業会計	【法適用企業】 ○電気事業会計 ○温泉事業会計 ○地域振興事業会計 【法非適用企業】 ○流域下水道事業特別会計		↓	↓	↓	↓	公営企業会計 ごとに算定			
一部事務組合等		（本県該当なし）			↓	↓	↓				
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○林業公社 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構				↓	↓				

